

資料  
〔翻訳〕

パウルス

『意見集』(Ⅲ)

早稲田大学ローマ法研究会

高田普久男 塚原 義央 原田 俊彦 引田 洋右  
藤野奈津子 宮坂 渉 山本真由子

## 凡例

### ①表記法

(1) [ ] この括弧内に記された表題もしくは語句は、校訂者によって挿入されたものである。

(2) イタリックの部分は日本語表記では不可能なので、この部分を指示することは断念した。

(3) [ ] この括弧内に記された部分は、邦訳者による内容理解のための解釈である。

(4) 原註(上段)においては、当該法文の典拠となる法史料、または理解の手助けとなる法史料が挙げられている。

(5) 訳註(下段)においては、他の刊本との配列の異同、または邦訳者による最小限度の説明が挙げられている。

(6) 原注に挙げられた法史料の読解において参照した文献のうち、特記すべき文献を以下に挙げる。

A. Watson, *The Digest of Justinian*, Philadelphia, c1985 (以下、英訳)

C. E. Otto, B. Schilling, C. F. F. Sintenis, *Das Corpus iuris civilis*, Leipzig, 1831-1839 (以下、旧独訳)

O. Behrends, R. Knütel, B. Kupisch, H. H. Seiler, *Corpus iuris civilis: Text und Übersetzung*, Heidelberg, c1990—c2005 (以下、新独訳)

## 第3巻

### [ 1<sup>(1)</sup>A ]

1 遺産占有が自分のために他人により申請された者がいつ精神錯乱になったとしても、彼は追認したと見なされること<sup>(2)</sup>が多数説によって承認されている。なぜなら、追認はそれ以前になされた申請をより確実にするからである。

2 遺産占有が自分のために請求された者が、〔請求の時点ではそれを知らず、その後〕死亡した場合、その者の相続人は請求期間内に〔も〕それを追認することはできない。

### [ 1 カルボアの告示<sup>(3)</sup>について<sup>(4)</sup> ]

成熟者である兄について争いが生じた場合、未成熟者のために審理が猶予されるべきであるか、〔ということについての見解は〕様々である。けれども、猶予されるべきではない、と〔の見解が〕<sup>(5)</sup>多数である。

---

1<sup>A</sup> § 1 Dig. 37. 1. 16にもとづく。

(1) Liebs では、3. 1. De bonorum possessionibus 「遺産占有について」となっている。

(2) Liebs では、non が入っている。

(3) カルボアの告示 (Edictum Carbonianum) 制定年代は不明であるがその正当性が争われた未成熟者は無遺言による遺産占有を、彼が成熟者になり合法的子供としての地位が確定されるまで一時的に許可されるべきであることを定めたプラエトルの告示。A. Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law*, Philadelphia, 1953 (Reprinted, 2002), Bonorum possessio ex Carboniano edicto の項を参照。

(4) Liebs では、3. 2となっている。

(5) Dig. 37. 10. 1. pr, Dig. 37. 10. 3. 7-10を参照。ただし、Cuiacius は Si fratri

IP ある者が、一方は保佐人を持つことができる年齢の成熟者であり、他方は未成熟者である兄弟 2 人を相手方として訴訟を行う場合、兄は、弟の人格を理由として、訴訟に应答しないよう弁明しようとするならば、自分の人格であるいは自分の訴訟として应答するよう強制される。したがって、たとえ保佐人を持っていないとしても、〔保佐人を〕自分に付けるよう強制されることになる。なぜなら、成熟した者が未成熟者の〔法的〕人格を理由として弁明することは決して許されないからである。

## [ 2 被解放自由人の遺産について<sup>(6)</sup> ]

- 1 被解放自由人の遺産につき、保護者は別の保護者の子に優先する。同様に、保護者の子は、別の保護者の孫に優先する。<sup>(7)</sup>
- 2 被解放自由人が 2 人の保護者を相続人として指定した。彼らのうち 1 人が被解放自由人が存命中に死亡する。生きている者は遺言書に反して遺産占有を申請するのが正当である。<sup>(8)</sup>

IP 被解放自由人が 2 人の保護者を相続人として〔遺言書に〕記し、それら保護者のうち 1 人が被解放自由人が生きている間に死亡したならば、被解放自由人が 2 人のために遺したものは、残る保護者に属することになる。

- 3 被解放自由人の相続財産は代襲相続でなく頭数で分けられる。したがって一方の保護者に 2 人の息子があり他方の保護者に 4 人の子がある場合、1 人 1 人が各々の（すなわち同等の）相続分を持つことになる。<sup>(9)</sup>

---

2 § 1 Gai. 3. 60, Ulp. 27. 2, 3を参照。§ 2 Gai. 3. 62を参照。§ 3 Ulp. 27. 4を参照。

impuberi controversia fiat an pro parte puberis... という再構成を、Krüger は Si fratribus puberi et impuberi controversia fiat, an pro parte puberis... という再構成を提案している。

(6) Liebs では、3. 3となっている。

(7) Liebs では、3. 3. 3となっている。

(8) Liebs では、3. 3. 4となっている。また duos patronos を Seckel-Kübler は duorum patronorum extraneos、Liebs は duos patronos habens alios としている。

(9) Liebs では、3. 3. 5となっている。

4 保護者または保護者の子で、〔相続財産の〕2分の1について相続人として指定された者たちは、被解放自由人の債務を相続分に応じて弁済するよう強いら<sup>(10)</sup>れる。

IP 被解放自由人が死亡したとき、保護者あるいは保護者の息子が遺言書にもとづいて被解放自由人の遺産の2分の1を相続した場合、彼らは被解放自由人が借りたものを自らの相続分の量に応じて返還する。

5 被解放自由人が遺言をなした後に死亡したとき、解放を理由として課された〔義務を〕請求する、あるいは相続分の遺産占有を請求するという権限が保護者に与えられるように、被解放自由人が無遺言で死亡したときにも、それらのことを選択する権限が保護者に帰属<sup>(11)</sup>する。

6 被解放自由人が偽りの申し立てによって自権者養子縁組の養子とされた場合、保護者は自らの権利を失わ<sup>(12)</sup>ない。

### [ 3 ファビウス法<sup>(13)</sup>について ]<sup>(14)</sup>

保護者を詐害する目的で被解放自由人によってどのような仕方であれ譲渡されたものは、ファビウスの方式書に基づいて保護者本人によっても彼の子によっても取り返される。

IP 被解放自由人が何かを彼の財産から譲渡したが、相続財産全体に含まれるものとして保護者あるいは保護者の子たちに帰属することがないように、という意図であった場合、この準則によって詐害する目的で譲渡されたと確

---

2 § 5 Dig. 37. 14. 20にもとづく。§ 6 Dig. 38. 2. 49にもとづく。

(10) Liebs では、3. 3. 6となっている。

(11) Liebs では、3. 3. 1となっている。

(12) Liebs では、3. 3. 2となっている。

(13) 「パウルス『意見集』(II)」、早法85-4 (2010) 228頁、訳注 (137) を参照。

(14) Liebs では、3. 4となっている。

定したものは、保護者あるいは保護者自身の子たちによって取り返される  
ことができる。

[ 4<sup>A</sup> 遺言<sup>(15)</sup>について ]

- 1 遺言をなすことができるのは、男子は満14歳を迎えた後、女子は満12歳を迎えた後である。
- 2 性的不能力者は、多くの者が成人するとき、すなわち18歳のときから遺言をなすことができる。
- 3 軍隊に勤務していた家息は、軍人特有財産について共通の法によっても固有の法によっても遺言をなすことができる。軍人特有財産とは、軍隊で取得されるもの、あるいは軍務に赴く者に与えられるものである。
- 4 目の見えない者は遺言をなすことができる。というのは、彼は立ち会った証人たちを呼んで、その者たちが自分のために証言を述べるのを聴くことができるからである。
- 4<sup>a</sup> 両手を失った者は、たとえ書くことはできないとしても、遺言をなすことができる。<sup>(16)</sup>
- 5 精神錯乱者は、錯乱が収まっている間は、遺言をなすことができる。<sup>(17)</sup>
- 6 贅沢に生活する女性も財産から遠ざけられる。<sup>(18)</sup>
- 7 慣習によりプラエトルを介して財産から以下のような方法で遠ざけられる。すなわち「あなたが父および祖父の遺産を無思慮にもあなたのために消尽し、そしてあなたの子供たちを困窮に追い込むとき、私はそれを理由としてその財産および取引<sup>(19)</sup>からあなたを遠ざける」。

---

4<sup>A</sup> § 1 Gai. 2. 112. 113, Ulp. 20. 12. 15を参照。§ 4<sup>a</sup> Dig. 28. 1. 10を参照。§ 6 Ulp. 20. 13, Dig. 27, 10, 15, pr を参照。

(15) Liebs では、3. 5となっている。  
(16) Liebs では、3. 5. 5となっている。  
(17) Liebs では、3. 5. 6となっている。  
(18) Liebs では、3. 5. 7となっている。  
(19) Liebs では、3. 5. 8となっている。

8 敵に捕らえられた者は、あたかも奴隷のように、遺言をなすことができない。捕虜になる前になされた遺言は、帰国する場合には帰国権により、あるいは、〔捕虜になっている〕時点で死亡する場合にはコルネーリウス法の特別な救済により、もちろん有効である。この法律により法定後見と法定相続も確定される。<sup>(20)</sup>

IP 敵に捕らえられ、捕虜の状態に置かれた者は、奴隷であるから、遺言をなすことはできない。しかし彼がそれ以前に遺言をなした場合、帰国したとき〔遺言は〕帰国権により有効である。〔捕虜になっているのと〕同じときに死亡した場合には、コルネーリウス法の特別な救済により有効である。

9 島に追放された者および一定期間公的な労務に服するという有罪判決を受けた者は、市民権を保持している<sup>(21)</sup>ので、遺言をなすことも遺言に基づき取得することもできる。

IP 何らかの犯罪のために一定期間島に追放されたり鉱山に送られたりする者は、無期限の有罪判決処分を受けたわけではないので、遺言をなすこともできるのであり、また遺言により彼に何かあるものが遺された場合には、それを取得することにもなる。

10 7人より多くの者が遺言に立ち会っても、遺言の妨げにはならない。なぜなら、過剰な行いは〔相続する〕権利にとって役に立ちこそすれ、害になることはありえないからである。<sup>(22)</sup>

11 体の調子が悪い状態にあって一時的に判断能力が衰えている者は、その間は遺言をなすことはできない。<sup>(23)</sup>

12 浪費者が生活の健全さを取り戻したのでよき生活態度へ復帰した場

(20) Liebs では、3. 5. 9となっている。

(21) Liebs では、3. 5. 10となっている。

(22) Liebs では、3. 5. 12となっている。

(23) Liebs では、3. 5. 13となっている。

- 合、彼は遺言をなすことも遺言の儀式に立ち会うこともできる。<sup>(24)</sup>
- 13 遺言に立ち会う者たちの中で、ある者たちがラテン語を知らずあるいは理解しない者である場合、自身がどのような行為に参加しているかに気づいてさえいれば、参加した者は遺言を瑕疵あるものとはしない。<sup>(25)</sup>
- 14 不当徴収の罪で有罪判決を受けた者は、遺言に立ち会うことも〔遺言の〕証言をすることもできない。<sup>(26)</sup>
- 15 両性具有者が遺言に立ち会うことができるか否かは、いずれの性の性質が優勢であるかが決める。
- 16 遺言に立ち会う証人たちはそれぞれ、誰が、誰の遺言に署名したのか、直筆で〔各人の〕書面に記入すべきである。<sup>(27)</sup><sup>(28)</sup>

#### [ 4<sup>B</sup> 相続人指定について ]<sup>(29)</sup>

1 〔相続人指定の〕条件の種類は 2 つである。すなわち実現可能な条件か、実現不可能な条件か、である。実現可能な条件は物の本性によって認められるが、実現不可能な条件は認められない。それらのうちの一方は実現を期待されるが、〔実現不可能な〕<sup>(30)</sup> もう一方は取り除かれる。

IP ある者が自分の遺言で、相続財産を先取りする前に満たすべき条件を相

---

4<sup>A</sup> §§ 14-15 Dig. 22. 5. 15にもとづく。§ 16 Dig. 28. 1. 30にもとづく。4<sup>B</sup> § 1 Gai. 3. 98を参照。

(24) Liebs では、3. 5. 14となっている。

(25) Liebs では、3. 5. 16となっている。

(26) Liebs では、3. 5. 11となっている。

(27) 「署名した (signauerit)」とは、遺言が書かれた木板に蠟で封をし、その上から印章をおすことである。

(28) Liebs では、3. 5. 17となっている。

(29) Liebs では、3. 6となっている。

(30) impossibilis は、FIRA、Seckel-Kübler および Liebs では残っているが、Cujacius では削除されている。



続人に定めた場合、その条件が満たされるために、条件が満たされるまでは相続財産は先取りされない、という期間が正当に期待されるべきである。なぜなら、〔その条件は〕実現可能であると解されるからである。これに対して、成就することが全くありえない不可能なことが相続人に対して課された場合、このような条件は直ちに取り除かれるべきである。なぜなら、指定された相続人にとって障害となることは何もないからである。

2 法律および元首の裁決またはよき慣習に反して書き加えられた条件は無効である。例えば「あなたが妻を娶らなかった場合」、「あなたが息子を作らなかった場合」、「あなたが人を殺した場合」、「あなたが死霊の姿で街を歩いた場合」等々である。

3 誰が相続人に指定されたかが明らかでないならば、指定は常に有効ではない。これが生じるのは遺言者が同じ名前の複数の友人を持つ場合である。

IP 書かれている相続人が遺言で明確に示されていないならば、常に相続人は何ら確定されない。したがって、遺言者によって同じ名前でも複数の友人が呼ばれている場合、遺言者は、彼らのうちで誰を相続人として指名するかを事情を明らかにして示さなければならない。

4 相続人は指定された相続人または補充指定された相続人と呼ばれ、指定された相続人は第1順位で、補充指定された相続人は第2あるいは第3順位で書かれた。

IP 遺言をなす者は、相続人を指定することができるのと同様に、補充指定することもできる。すなわち、相続人として第1順位で書かれた者は指定された者と呼ばれ、第2順位で〔書かれた〕者は補充指定された者、第3順位で〔書かれた〕者は書かれた者と呼ばれる。なぜなら遺言者の意思に従って第3順位に至るまで相続人を補充指定することが認められているからである。したがって遺言者の意思にもとづいてこのように順番を付けて指名され

---

4<sup>B</sup> § 2 Cons. 4. 8を参照。

た補充指定が守られている。もっとも次のような理由から、すなわち相続財産が相続人の信義に委ねられるようにというような文言を、どのような文言によってであれ遺言者が付加したという理由から、死者の相続財産が指定された相続人から補充指定された相続人のものになるのは有効である。

5 誰であれ無条件でも条件付きでも、また自権相続人にも家外相続人にも、成熟者にも未成熟者にも補充指定することができる。

IP 補充指定は pure、すなわち無条件でも、行われることができる。したがって相続財産が補充指定された者のものになるとき、第3順位の相続人のものになってはならない。他方、条件付きである者が補充指定されるとは、その者が死亡した場合、彼のものであった相続財産は第3順位の相続人すなわち書かれた者のものになるという場合である。ところで、その補充指定は自権相続人にも家外相続人にも、成熟者 (puberes) にも未成熟者 (impuberes) にも、すなわち pupilli (子供) にも adulti (大人) にも行うことができる。

6 遺言者は自分の遺産を分母を12として望むような割合で分割することができる。全体に達した場合、割合が付されず指定された相続人たちの割合は、〔各人が〕等しく、今述べた全体の半分に達する。

IP 遺言者は自分の財産全体を分母を12として望むような割合で異なる相続人に分割することができる。例えば〔遺言者が〕望んだならば12分の15にも、12分の20にも、それより大きい数にもする〔ことができる〕。あるいは当然に、遺言者が望んだならば、遺言者はそれより少ない数にも〔することができる〕。すなわち、12分の7あるいは12分の9あるいは望んでいたそれより少ない数にすることができる。けれども、〔遺言者が〕自分の遺言で12分の12すなわち全体に達し、その後、他の者について「彼は私の相続人であれ」と〔遺言書で〕述べたが、全体に達したならば遺産には何も残らないから、〔取り分が〕12分のいくらかについては述べていない場合、12分の12について相続人として名前を挙げて指定された者たちはその半分を得て、全体

---

4<sup>B</sup> § 5 Gai. 2. 179, Ulp. 23. 7を参照。

に達した後で何ら割合が付されず後から相続人として指定された者が〔残りの〕半分を得る。これに対して、12分の12について指定された相続人たちがおり、その後、次の文言で遺言者が相続人を指定する場合、すなわち「残りの部分については彼は私の相続人であれ」と述べている場合、そのように指定された者に対して〔相続財産の分与が〕義務付けられることはない。なぜなら、全体に達したならば、遺言者が彼に遺そうとしたものは何も残らなかった、と認められるからである。

7 他人の奴隷で解放と同時に相続人に指定された者は、指定を無効とはしない。けれども、解放は、他人の奴隷に対してであるがゆえに、無駄に行われたと解される。

IP ある者が他人の奴隷を解放して相続人に指定した場合、たしかにその指定は有効となる。しかし他人の奴隷に対して行われた解放は有効とはならない。

8 看過された娘が同じ割合で相続人に指定された息子と家外者に加わる場合、自権相続人からも家外相続人からも等しく〔相続財産を〕取り戻すことになる。しかし相続人に指定された息子が2人の場合、〔看過された娘は〕自権相続人〔という範疇〕から3分の1を取得するか、家外相続人〔という範疇〕から半分を取得するか〔を選択できる〕。

IP ある者が自身の息子と家外者を同じ割合で遺言書に相続人として書いた場合、看過された娘は自身の兄弟の持分から、家外相続人からも〔相続財産の〕返還を要求することになる。しかし2人の息子が相続人として書かれた場合、看過された娘は2人の兄弟から3分の1を取得し、そして家外相続人たちからは半分を取得する。

9 父の死後に生まれた子の相続人指定は次のようにしてなされる。「ある者が〔父である〕私の死後に子として生まれた場合、相続人となれ」。

---

4<sup>B</sup> § 7 Gai. 2. 185, 186を参照。

遺言者が生きている間に生まれる場合、彼らは遺言を破壊する。

IP 父が死に際して自身の遺言において、自分の妻が妊娠していることを知りながら、以下のように書いている場合、すなわち、誰であれ自分の死後に息子として生まれたならば、相続人となれ、と書いた場合、父の死後に生まれたならば、遺言は有効となる。これに対して、遺言ののち父が生きている間に生まれ、父が遺言を変更しなかった場合、彼らは遺言を破壊することになる。

10 父の死後に生まれその地位を承継できる孫は、〔遺言作成後の〕出生によって遺言を破壊しないように、祖父によって、相続人に指定されるかまたは名を示して相続から廃除されなければならない。

10<sup>a</sup> 家子は、軍務に服している場合、軍務に服していない者のように、父親によって名を示して、相続人に指定されるかまたは相続から廃除されなければならない。父親が軍務に服している息子を相続から廃除しないようにと定めた神皇アウグストゥスの告示はすでに廃止されているからである。<sup>(31)</sup>

11 自分に相続財産が帰属すると一度でも決定した者および相続財産に関する事柄に干渉した者は、たとえ相続財産が債務超過の状態にあるとしても、相続を放棄することはできない。<sup>(32)</sup>

12 父は、息子に〔相続を〕承認するよう指示する場合、以下のことについて確信しているべきである。すなわち、彼の息子が相続人となるのは、〔相続財産の〕一部についてか、それとも全体についてか、相続人指定に基づいてか、それとも補充指定に基づいてか、遺言に基づいてか、それとも無遺言でか、についてである。<sup>(33)</sup>

---

4<sup>B</sup> § 10<sup>a</sup> Dig. 28. 2. 26にもとづく。§ 11 Gai. 2. 163を参照。§§ 12-14 Dig. 29. 2. 93にもとづく。

(31) Liebs では、3. 6. 11となっている。

(32) Liebs では、3. 7. 4となっている。

(33) Liebs では、3. 7. 1となっている。3. 7は「相続財産を取得することあるいは放

13 息子あるいは奴隷が相続人に指定されたとき、口の利けない父あるいは主人は、理解力を欠いていない場合、うなづくことで相続を承認するよう命ずることができる、というのが有力な説である。その結果、彼に正当に相続財産の便益が獲得されうる。これは読み書きできれば簡単に行うことができる<sup>(34)</sup>。

14 口の利けない奴隷は、主人の命令により相続人として振舞うことによって、主人を相続に義務付ける<sup>(35)</sup>。

## 〔5 シーラーヌス元老院議決註解<sup>(36)</sup>〕

1 奴隷に殺されたと言われる者の相続を、〔その奴隷の〕審問を行う前に承認することはできない。またその遺産占有を請求することもできない。

IP 自分の奴隷に殺された者が誰であれ、その者の相続人は、それに先立って奴隷について審問が行われ、殺された者の死があがなわれない限り、その相続を承認することはできない。

2 例えば崖から突き落とされて〔あるいは〕咽喉を切られてというように、力<sup>(37)</sup>によってあるいは切断によって殺された者ばかりでなく、毒物を用いて殺されたと言われる者もまた、殺された者と解される。なぜなら、遺

---

棄することについて」(de *adquirenda vel omittenda hereditate*) という表題が付されている。

(34) Liebs では、3. 7. 2となっている。

(35) Liebs では、3. 7. 3となっている。

(36) Liebs では、3. 8「奴隷について行われるべき審問についてのシーラーヌス元老院議決註解」(Ad *senatus consultum Silanianum de quaestionibus in familia habendis*) という表題が付されている。シーラーヌス元老院議決 (*senatus consultum Silanianum*) 10年に定められたとされている。

(37) 撲殺、扼殺、絞殺を含む。

言人の〔このような〕死がどのようなものであっても、それを見過ごして罰せられないままにしておくことは、相続人の品位にふさわしくないからである。

3 主人が殺された場合、〔同じ〕建物内にいた奴隷、あるいは殺された時点で確実に主人と一緒に屋外にいた奴隷について審問が行われるべきである。

4 殺されたと言われる者が、いかなる手段であれ自分に手を下したことが明白である場合、彼の奴隷の審問が行われる必要はない。但し、もしかしたら止めることができたのに止めなかった場合はその限りではない。

5 妻が殺されたときは夫の奴隷についても審問が行われる、とネロー元老院議決<sup>(38)</sup>で定められている。そして夫が殺されたと言われる場合、妻の奴隷にかんして同じ法が見て取れる。

6 主人が殺されたと言われるのと同じ建物の中にいた奴隷たちは、拷問を受けるとともに罰を与えられる。その奴隷たちが殺された者の遺言にもとづいて解放されていたとしてもそうである。ところで殺された者と一緒に旅行していた奴隷もまた拷問を受ける。

7 奴隷たちは、すぐ近くで叫び声を聞いて、主人を助けることができたにもかかわらず、助けなかった場合、処罰される。

8 旅行中に賊に取り囲まれた主人を逃げて見捨てた奴隷たちは、捕らえられて、拷問され極刑に処される、というのが通説である。

9 相続人が遺言者を殺したと言われる場合も奴隷について審問がなされるであろう。〔相続人が〕家外相続人であるか子や孫のうちの 1 人であるかは問われない<sup>(39)</sup>。

10 要するにいかなる理由であろうとも嫌疑が生じた者たち全てについて

---

5 § 10 Appendix 2. 16にもとづく。

(38) ネロー元老院議決 (senatus consultum Neronianum) 57年に定められたとされている。

(39) Liebs では、3. 8. 12となっている。

も審問がなされるべきことは知られねばならない。<sup>(40)</sup>

11 主人が殺されたと言われる奴隷の審問が行われる場合、次の順序が守られる。すなわち、最初に主人が殺されたことが確定し、次にそれが明らかになればその審問が誰について行われるべきか確定する。さらにこのようにして当事者たちが取り調べられることが確定する。<sup>(41)</sup>

12 たとえ殺害者が確かであっても、殺害を依頼した者が明らかにされう  
るために、やはり奴隷について審問が行われるべきである。<sup>(42)</sup>

12<sup>a</sup> まず、相続財産が国庫によって以下の者から、恥ずべきものであるとして没収される。すなわち、たとえ財産を受け取った時点で〔それが殺された〕遺言者のものであったとしても、遺言書を開けてあるいは無遺言で相続を承認した者あるいは遺産占有を取得した者である。さらに、その者には10万セーステルティウスの罰金も科される。家父が誰によってあるいはどのようにして殺されたと言われるかは問われない。<sup>(43)</sup><sup>(44)</sup><sup>(45)</sup><sup>(46)</sup>

---

5 § 11 Appendix 2. 17にもとづく。§ 12<sup>a</sup> Appendix 2. 15にもとづく。

(40) Liebs では、3. 8. 9となっている。

(41) Liebs では、3. 8. 10となっている。

(42) Liebs では、3. 8. 11となっている。

(43) FIRA は *suscepta re esset testatoris* と再構成しており、この文章は諸写本に認められるものである。Seckel-Kübler は Huschke に従って、「遺言者の殺害が疑われていたのに (*qui, cum suspecta nex esset testatoris,...*)」と再構成しており、Liebs も同じ文章を採用している。Cuiacius は「遺言者が殺されたのに (*qui, cum interfectus esset testator,...*)」と再構成しており、蘭訳はこれに従う。我々は、典拠である Appendix 2. 15に「パウルス『意見集』全体からの一節、奴隷について行われるべき審問について、あるいは審問が行われる前に、殺されたと言われる者の相続が承認された場合について (*Ex corpore Pauli sententiarum sceda de quaestionibus in familia habendis, aut si ante habitam quaestionem hereditas eius qui dicitur interfectus adita fuerit.*)」という表題が付されていること、それによれば遺言者が殺されたのは自明であることから、ここでは諸写本および FIRA の校訂に従って訳出した。

(44) Seckel-Kübler は Cuiacius に従って、*adierunt* および *acceperunt* となっており、FIRA も同じ文章を採用している。Liebs では *adiit* および *accepit* となっている。

(45) FIRA では、*occisus esse* となっている。Liebs では、*quemadmodum*

13 法律を欺くようなことが何も遺言で定められていない場合には、死者の意に反して行動する全ての者から、恥すべきであるとして相続財産は没収される<sup>(47)</sup>。

IP 少なくとも、法律に違反することは何もその遺言に含まれていない場合には、死者の最後の意に反して何かを行った〔遺言書に〕書かれた相続人から、恥すべきであるとして相続財産は没収される。

14 遺言書が偽造されている、あるいは破壊されている、あるいは失効していると言われる場合、これらについての判断を待つことなく〔遺言書に〕書かれた相続人が占有の付与を請求するのは当然である<sup>(48)</sup>。

15 指定相続人と補充指定相続人との間で争いがある場合、第一順位に書かれた者が相続財産の占有を付与される、というのが多数説である<sup>(49)</sup>。

IP 指定相続人と補充指定相続人との間で相続財産について紛争が生じた場合、補充指定相続人として読まれる者よりも、指定相続人と判断される者が、相続財産の占有を付与されるべきである。

16 〔遺言書に〕書かれた相続人は、直ちに占有を付与されるよう、請求する<sup>(50)</sup>のは当然である。

---

dicatur occisus.となっている。Seckel-Küblerでは、quemadmodum occisus dicatur. となっている。Seckel-Küblerによれば、occisusはHuschkeによって挿入された。

(46) Liebsでは、3. 9「恥すべきであるとして〔相続財産〕が没収される者について」(De his quibus ut indignis auferuntur)という表題が付されており、3. 9. 1となっている。

(47) Liebsでは、3. 9. 2となっている。

(48) Liebsでは、3. 10「ハドリアーヌス帝の〔遺産占有〕付与について」(De missione Hadriana)という表題が付されており、3. 10. 1となっている。

(49) Liebsでは、3. 10. 2となっている。

(50) Liebsでは、3. 10. 3となっている。



17 1年経過後には彼はこのことを求めることはできない。しかるべく提示されず、また公に朗読もされなかった遺言書に書かれた相続人が、占有の付与を請求するのは無益である<sup>(51)</sup>。

18〔遺言書に〕書かれた相続人が、通常の手続きで訴える前に、死亡した時点で遺言者が占有していなかった占有を付与されるよう請求するのは不当である<sup>(52)</sup>。

[ 5<sup>(53)</sup> A ]

単なる書面は、そこで相続財産が約束されている、あるいは、一定の意思が表現されているとしても、小書付の効力を持たない。

[ 6 遺贈について<sup>(54)</sup> ]

1 相続人の1人に先取遺贈された金銭は、それが家になかったならば、家産分割すべきという審判人の職務によって、共同相続人〔全員〕により支払われることになる。

IP 遺言者が相続人のうちの1人に実際は残さなかった金銭の付与を命じた場合、遺贈された金銭は分割のときに受遺者に共同相続人〔全員〕により補充されることになる。

5<sup>A</sup> Dig. 29. 7. 17にもとづく。

(51) Liebs では、3. 10. 4となっている。Hoc post annum impetrare non poterit. は、Liebs および Seckel-Kübler では、前節に属している。

(52) Liebs では、3. 10. 5となっている。

(53) Liebs では、3. 11「小書付の法について」(De iure codicillorum) という表題が付されている。

(54) Liebs では、3. 12となっている。

2 相続人指定の前の部分で遺贈されることはできない。複数の相続人を指定する間に遺贈することはできる。但し一方が承認するあるいは両者とも承認する場合である。ときには半分が、ときには全部が義務付けられる。半分は物権遺贈の場合であり、全部は債権遺贈の場合である。

3 遺贈の権利発生日後は、始められていない訴訟手続きは〔受遺者の〕相続人には引継がれない。

4 解放するという条件を付してまた付さずに共有奴隷に遺贈をなすことはできるが、遺贈財産の全部は遺言者と〔奴隷を〕共有していた者に取得される。

5 相続人の死後に遺贈されることはできない。なぜなら、相続人の相続人から遺贈されることができないものは何もないからである。

IP ある者が自分の相続人に、彼の相続人が自分の指定した者に弁済するよう、義務付けた場合、この条件は有効とされるべきではない、と定められている。なぜなら、相続人として〔財産を〕遺される者が、誰を相続人として持つことになるのか、確定していないからである。

6 自分の死に際してと同様に、自分の相続人の死に際しても、次の仕方  
で遺贈が与えられることができる。すなわち、「死に際して、私はルーキウス・ティティウスに与え遺贈する」あるいは「私の相続人は〔ルーキウス・ティティウスに〕<sup>(55)</sup>与える責を負え」と。

IP ある者が遺言をなし、相続人自身の死に際して、遺贈物を受遺者に引渡すよう相続人に義務付ける場合、遺贈は有効である。

---

6 § 2 Ulp. 24. 15を参照。§ 3 Cons. 6. 9にもとづく。§ 5 Gai. 2. 232, Ulp. 24. 16を参照。

(55) Seckel-Kübler では、In mortis tempus [tam sua quam heredes] eius legata conferri possunt hoc modo LVCIO TITIO, CVM HERES MORIETUR,... となっている。

7 たとえ受遺者が物権遺贈されている遺贈物を自分のものとするをまだ決定しておらず、しかも遺言書が開封された後で相続を承認する前に死亡した場合であっても、自身の相続人に遺贈物は移転する。

IP 以下のことが定められている。物権遺贈とは相続人の介入を待たず受遺者が先に取得することであるが、受遺者が先に取得しなかった場合でも受遺者の相続人によって先に取得される。

7<sup>a</sup> 「受遺者はこれかあれかどちらかを一つ選ぶように。」〔という文言が遺言書に書かれていた場合〕、遺贈の効力が発生した後、受遺者が何も選ばず死亡したならば〔選択は〕相続人に移転する、というのが通説で<sup>(56)</sup>ある。

8 債権者の抵当に出された物が債権遺贈されて、遺言者が〔抵当に出されているという〕事実を知っていた場合、〔抵当を外すための〕支払い<sup>(57)</sup>は相続人の負担となる。

IP 債務のために質物が債権者に渡され、債務者が自分の遺言で遺贈の名義でその質物を債権者自身に債権遺贈する場合、債権者は遺言にしたがって遺贈物を占有し、かつ債務〔の支払い〕を遺言者の相続人から受けることになる。

9 〔遺贈物である〕奴隷の死亡が避けられなかった場合、損害は受遺者が負う。なぜなら、遺贈物の消滅は決して相続人の過失によるのではないからである。

IP 遺贈の名義で名を示して引渡された奴隷が死亡した場合、〔相続人は〕受

---

6 § 7 Gai. 2. 195を参照。§ 7<sup>a</sup> Dig. 33. 5. 19にもとづく。§ 8 Gai. 2. 220を参照。

(56) Liebs では、3. 12. 8となっている。

(57) Liebs では、3. 12. 9となっている。

遺者に〔奴隷を引渡す〕義務を負わない<sup>(58)</sup>。

- 10 相続人は、誰かのために家を建てる、あるいはその者を負債から解放する、といった債務を負わされることもある<sup>(59)</sup>。
- 11 許容遺贈という仕方では有体物も権利から成る物も遺贈することができる。それゆえ、債務者にその負債が正当に遺贈される<sup>(60)</sup>。
- 12 遺贈された財産の一部を承認し一部を放棄することを、受遺者は相続人と同様にできない<sup>(61)</sup>。
- 13 遺贈物が特定の物ではない場合、また特定の人に残されたものでない場合、〔遺贈は〕無効である<sup>(62)</sup>。
- 14 ある者が自分とティティウスへの遺贈を〔遺言書に〕書き加えた場合、遺贈の全部は共同受遺者に帰属する、というのが多数説である<sup>(63)</sup>。

IP ある者が自分と他の者への遺贈を第三者の遺言に書き加えた場合、自分のために書いた者よりも、自分に付け加えた者に遺贈の全部は帰属することになる。

- 14<sup>a</sup> 他人の遺言において妻への遺贈を書くことを我々は禁じられていない<sup>(64)</sup>。
- 15 自分を遺言者の未成熟者である息子の後見人として書き加えた者は、嫌疑を受けた者として後見から排除されるべきである。〔なぜなら、〕後見

---

6 § 11 Gai. 2. 210を参照。§ 13 Gai. 2. 238を参照。§ 14<sup>a</sup> Dig. 48. 10. 18. pr. にもとづく。§ 15 Dig. 48. 10. 18. 1にもとづく。

(58) Liebs では、3. 12. 10となっている。

(59) Liebs では、3. 12. 11となっている。

(60) Liebs では、3. 12. 12となっている。

(61) Liebs では、3. 12. 13となっている。

(62) Liebs では、3. 12. 14となっている。

(63) Liebs では、3. 12. 15となっている。

(64) Liebs では、3. 12. 16となっている。

- を自発的に望んでいると解される〔からである〕<sup>(65)</sup>。
- 16 遺贈された物を遺言者がそのあと質入したか信託した場合、それによって意思を変更したとは解されない<sup>(66)</sup>。
- 17 それぞれの物の用益権は遺贈されることができ、あるいは法上当然に設定され、あるいは相続人を通じて給付されることになる。相続人を通じて与えられるのは債権遺贈により、法上当然に設定されるのは物権遺贈による。
- 18 精神錯乱者、病人、幼児、〔こうした奴隷の〕用益権も有効に遺される。なぜなら、彼らはそれぞれ正気に返り、回復し、成長することができるからである<sup>(67)</sup>。
- 19 *ususfructus ancillae* (女奴隷の用益権)<sup>(68)</sup> が遺贈された場合、女奴隷が生んだ子供は用益権者に帰属しない<sup>(69)</sup>。
- 20 *ususfructus gregis* (畜群の用益権) が遺贈され、群れが元のままであるならば、家畜の孕んでいる仔および生んだ仔は用益権者に帰属する。

---

6 § 16 Gai. 2. 198を参照。

(65) Liebsでは、3. 12. 17となっている。Dig. 48. 10. 18. 1では、「自分を遺言者の未成熟者である息子の後見人として書き加えた者は、後見を自発的に望んでいると解されることになるので、嫌疑を受けた者と推定されるとしても、適任であると証明されたならば、遺言にはなく裁決に基づいて後見人が付与されるべきである。その者を廃除することは認められない。なぜなら、遺言者の意思に合致していると解されるからである (Qui se filio testatoris impuberi tutorem adscripsit, etsi suspectus esse praesumitur, quod ultro tutelam videbitur affectasse, tamen, si idoneus esse adprobetur, non ex testamento, sed ex decreto tutor dandus est. nec excusatio eius admittetur, quia consensisse videtur voluntati testatoris.)」となっている。tamen以下は、Seckel-Küblerでは3. 6. 15<sup>a</sup>と、Liebsでは3. 12. 18となっている。

(66) Liebsでは、3. 12. 19となっている。

(67) Liebsでは、3. 12. 21となっている。

(68) 3. 6においては、遺言書に書かれた遺贈の対象を示す言葉に何が含まれるかが問題であるため、その言葉のラテン語原語を挙げることにした。

(69) Liebsでは、3. 12. 22となっている。

〔ただし、〕群れから失われてしまった家畜はすべてそれらの仔から補充されるという条件付きである。<sup>(70)</sup>

21 ususfructus areae (敷地の用益権) が遺贈された場合、〔用益権者以外の者は〕そこに建物を建てることはできない。<sup>(71)</sup>

22 漸次の寄洲作用によって加わった部分は用益権者の〔所有する〕土地にはならない。なぜなら、それは土地の果実ではないからである。しかし、狩りの獲物や鳥の収益は用益権者に帰属する。<sup>(72)</sup>

23 用益権者は、奴隷を拷問することも、鞭で打つことも、自らの行為で価値を下げるような状態にすることもできない。<sup>(73)</sup>

24 fructus (収益) が遺贈され usus (使用) が書き込まれていない場合、ususfructus (用益権) が書き込まれているものと見なされる、というのが通説である。なぜなら、収益は使用なくして存在しえないからである。<sup>(74)</sup>

25 usus (使用) が一方の者に fructus (収益) が他方の者に遺贈された場合、収益者は使用について〔使用者〕と競合するが、使用者は収益については競合することはできない。<sup>(75)</sup>

IP 使用が一方の者に収益が他方の者というように 2 人に遺贈がなされる場合、収益者は収益とともに使用も〔使用者に〕先んじて取ることになる。だが使用を取得した者は収益については認められないことになる。

26 ususfructus (用益権) が「私は与え、遺贈する」〔という文言で〕 2 人に共同で遺贈され、そして 2 人のうちの一方が死亡した場合、用益権は

---

6 § 26 Gai. 2. 199, Ulp. 24. 12を参照。

(70) Liebs では、3. 12. 23となっている。

(71) Liebs では、3. 12. 24となっている。

(72) Liebs では、3. 12. 28となっている。

(73) Liebs では、3. 12. 29となっている。

(74) Liebs では、3. 12. 30となっている。

(75) Liebs では、3. 12. 31となっている。

すべて他方に帰属することになる。<sup>(76)</sup>

IP 2人の者に遺贈の名義で用益権が共同で与えられ、そのうちの1人が死亡した場合、遺贈された用益権は残っている者に改めて帰属することになる。

27 ususfructus (用益権) が遺贈された場合、使用する仕方について担保問答契約が用益権者によって諾約されるのが常である。それゆえ、用益権者はあたかも最良の家父が使用するように、全てを自分が使用するであろう、と信命人たちの前で保証するよう強いられる。<sup>(77)</sup>

27<sup>a</sup> 嵐の力によるのであって用益権者の過失によらずに倒された樹木は用益権者によって植え替えられる [べきである]、という見解は通説ではない。<sup>(78)</sup>

27<sup>b</sup> 土地において生じるもの、あるいはそこから取取されるものはいかなるものであれ、用益権者に帰属する。すなわち、それ以前に賃貸借された農地の賃料もまた、それも明示的に定められていなかった場合、用益権者に帰属する。しかし、賃料が明示的に存続していなかった場合、売却の場合のように用益権者は賃借人を追い出すことができる。<sup>(79)</sup>

27<sup>c</sup> 伐採された葦や木の利益は、土地の公課がそれらの収益からも成り立っているというのが通例である場合、用益権者に帰属する。<sup>(80)</sup>

28 用益権が消滅すると所有権は元に戻る。ところで用益権は5つの仕方  
で消滅する。頭格減少、物の変化、継続しないこと、法廷譲渡、所有権の  
取得によってである。<sup>(81)</sup>

---

6 §§ 27<sup>a</sup>-27<sup>c</sup> Dig. 7. 1. 59にもとづく。

(76) Liebs では、3. 12. 32となっている。

(77) Liebs では、3. 12. 33となっている。

(78) Liebs では、3. 12. 25となっている。

(79) Liebs では、3. 12. 26となっている。

(80) Liebs では、3. 12. 27となっている。

(81) Liebs では、3. 12. 34となっている。

- 29 頭格減少により用益権が消滅するのは、用益権者が島に追放される場合、あるいは何らかの理由で鉱山労働の刑を原因として奴隷とされる場合、および自権者養子縁組あるいは他権者養子縁組により彼の地位が変わった場合である<sup>(82)</sup>。
- 30 継続しないことによって用益権が消滅するのは、用益権者が土地の占有を 2 年間あるいは動産の占有を 1 年間継続しない場合である<sup>(83)</sup>。
- 31 物の変化によって用益権が消滅するのは、遺贈された家が火災で焼けた場合、あるいは倒壊して失われた場合であって、その後に再建されたとしても〔同様である〕<sup>(84)</sup>。
- 32 法廷譲渡によって用益権が消滅するのは、用益権者が用益権を所有権者に法廷譲渡する場合である<sup>(85)</sup>。
- 33 用益権は死によってあるいは期間によって終了する。死によるとは用益権者が死亡する場合である。期間によるとは、2 年間あるいは 3 年間の<sup>(86)</sup>ように、期間を定めて用益権が遺贈される場合である。
- 34 fundus (土地) あるいは servus (奴隷) が遺贈された場合、土地に付随する道具も奴隷の特有財産も受遺者に帰属する<sup>(87)</sup>。
- 35 果実を得るために存在すると考えられるものは、農場で働く者たちであり、また監督人も農場管理人も森林看守人もそうである。耕作用の牛、鋤、二又のつるはし、刈り込み鎌も、また藩種用に貯えられた穀物も同様<sup>(88)</sup>。

(82) Liebs では、3. 12. 35 となっている。

(83) Liebs では、3. 12. 36 となっている。

(84) Liebs では、3. 12. 37 となっている。

(85) Liebs では、3. 12. 38 となっている。

(86) Liebs では、3. 12. 39 となっている。

(87) Liebs では、3. 12. 40 となっている。

(88) Dig. 33. 7. 8. pr. では「果実を得るため、集めるため、保存するために用意されたものは、土地に付随する道具に含まれる、とサビーヌスはウィテリウス註解の諸巻で明確に列挙している (In instrumento fundi ea esse, quae fructus quaerendi cogendi conservandi gratia parata sunt, Sabinus libris ad Vitellium euidenter enumerat)。」となっている。



<sup>(89)</sup>  
である。

- 36 果実を集めるために用意されたものは、道具と解される。例えば編み籠、桶、収穫用および干し草用の鎌、さらにオリーブを搾る臼である。<sup>(90)</sup>
- 37 果実を保存するために用意されたものは、道具と解される。例えば甕、樽、農業用の荷車、食料、パン職人、ロバ、女料理人である。さらに農夫のために衣服を作る女奴隷、平鍋も靴職人も含まれることになる。<sup>(91)</sup>
- 38 〔農作業に〕従事する者の妻は道具と解される、というのが通説である。堆肥を得るために用意された家畜も家畜の飼い主も、道具に含まれる。<sup>(92)</sup>
- 39 しかし、大抵は保管のために運び込まれるが家父の使用のためにその土地に運び込まれたものは、道具という名称に含まれない。<sup>(93)</sup>
- 40 さらに、小作料を支払うのが慣わしであった者たちの妻は、備品という呼称にも道具という呼称にも含まれない。<sup>(94)</sup>
- 41 漁具あるいは狩猟用具が土地に付随する道具に含まれるのは、土地からの収益が主としてこれらの活動から得られる場合のみである。<sup>(95)</sup>
- 42 収取された果実が土地に付随する道具と解されるのは、その場所で遺言者によって消費されることが慣わしとなっていた場合に限られる。<sup>(96)</sup>
- 43 fundus (土地) が、omnis instrumentum rusticum et urbanum (農村で用いられる道具・都市で用いられる道具、これらすべての道具) そして mancipia quae ibi sunt (その土地にいる奴隷たち) と共に遺贈された場合、種子も食料も〔相続人に〕義務付けられることになる。<sup>(97)</sup>

(89) Liebs では、3. 12. 41となっている。

(90) Liebs では、3. 12. 42となっている。

(91) Liebs では、3. 12. 43となっている。

(92) Liebs では、3. 12. 44となっている。

(93) Liebs では、3. 12. 45となっている。

(94) Liebs では、3. 12. 46となっている。

(95) Liebs では、3. 12. 47となっている。

(96) Liebs では、3. 12. 48となっている。

(97) Liebs では、3. 12. 49となっている。

44 fundus (土地) が omnis instrumentum rusticum et urbanum (農村で用いられる道具・都市で用いられる道具、これらすべての道具) そして mancipia quae ibi sunt (その土地にいる奴隷たち) と共に遺贈された場合、銅製品や銀製品や布製品と同様に家財道具も、それらをその土地で家父が道具として用いるために持っているのが通例であるならば、〔相続人に〕義務付けられることになる。家父が使用するのが通例である奴隷も、宴会の道具として用いるためにその土地で集められた鳥や家畜も同様である。保管のためにそこに預けられたものは除く。<sup>(98)</sup>

45 fundus (土地) が「最良にして最大であるように」と遺贈された場合<sup>(99)</sup>、野生の豚を捕獲する網やそれ以外の狩猟用具も〔土地に〕含まれることになる。土地の収益が大部分狩猟から得られる場合、これらは〔土地の〕道具にも帰属する。<sup>(100)</sup>

46 遺言者の死亡時に土地に付着していた果実は受遺者に帰属する。〔しかし〕それ以前に収穫された果実は相続人に帰属する。<sup>(101)</sup>

47 fundus (土地) が mancipia (奴隷)、pecora (家畜)、omnis instrumentum rusticum et urbanum (農村で用いられる道具・都市で用いられる道具、これらすべての道具) と共に遺贈された場合、遺言者よりも先に死亡した管理人の特有財産は、それが〔遺贈されたのと〕同じ土地に属していたならば、受遺者に帰属するというのが通説である。<sup>(102)</sup>

(98) Liebs では、3. 12. 50 となっている。

(99) ITA VT~EST は一般的には制限物権が財物に設定されていない状態を意味するが、本法文は用益権が土地に設定されていない事例である。H. Heumann-E. Seckel, Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts, 11. Auflage, Akademische Druck- u. Verlagsanstalt, 1971, optimus の項を参照。

(100) Liebs では、3. 12. 51 となっている。Dig. 33. 7. 22. pr. に本法文が採録されており、ITA が省略され、さらに quae~instrumentum pertinet が quod~instrumenta pertinet となっている。

(101) Liebs では、3. 12. 52 となっている。

(102) Liebs では、3. 12. 53 となっている。Dig. 33. 7. 22. 1 に本法文が採録されている。

- 48 別の土地から〔現在の〕土地に配置された管理人あるいは小作人は、〔現在の〕土地がすでに全ての道具と共に遺贈されていた場合、受遺者に帰属しない。但し、管理人あるいは小作人がその土地の持つ法的状態に入る〔すなわち遺贈物に含まれる〕ことを、遺言者が望んだ場合はその限りでない。<sup>(103)</sup>
- 49 遺言者が遺贈された土地に別々に購入して付け加えていったものは、受遺者に帰属するのが通説である。<sup>(104)</sup>
- 50 *praedium instructum*（設備が施された土地）が遺贈された場合、鍛冶職人、大工、植木職人、土地の設備を維持するためにその場所に留まる者は、遺贈物と解される。<sup>(105)</sup>
- 51 *fundus instructus*（設備が施された土地）が遺贈された場合、その土地にある書物や書庫もまた遺贈物に含まれる。<sup>(106)</sup>
- 52 奴隷と共に遺贈されていた土地から〔仕事を〕学ぶために別の土地に移動させられた奴隷は受遺者に帰属する、というのが通説である。<sup>(107)</sup>

IP ある者が奴隷と共に土地を遺贈した場合、技能を磨くためにそこから別の土地に移動させられた奴隷はすべて、その者の土地のその他の奴隷たちと共に受遺者に帰属することになる。

- 53 第三者の占有という条件を付して *fundus*（土地）が遺贈された場合、同じときにその土地に含まれる都市の奴隷も農村の奴隷も、さらに銀製品や布織物もまた、受遺者に帰属する。<sup>(108)</sup>
- 54 遺言者が後から取得した牧草地を遺贈された土地にすでに付加してい

(103) Liebs では、3. 12. 54となっている。

(104) Liebs では、3. 12. 55となっている。

(105) Liebs では、3. 12. 56となっている。Seckel-Kübler は Huschke に従って *putatores et* の部分を *et putatores* としている。

(106) Liebs では、3. 12. 57となっている。

(107) Liebs では、3. 12. 58となっている。

(108) Liebs では、3. 12. 59となっている。

た場合、〔その牧草地は〕土地という呼称に含まれるならば、受遺者に帰属<sup>(109)</sup>する。

55 *domus instructa* (設備が施された家) を家父が遺贈し、その家の中で期間を定めることなく備品として用いるために持っていた物は何であれ、受遺者に帰属<sup>(110)</sup>する。

56 *domus instructa* (設備が施された家) が遺贈された場合、より家の壁を厚くしあるいは家を火災から守るところのものは、遺贈物に含まれる。屋根瓦や窓ガラス、日よけも遺贈物に含まれることになる。同様に銅器、長椅子、長枕、クッション、腰掛け、肘掛け椅子、机、戸棚、三脚机、鉢、貝製の小鉢、洗面台や燭台、ランプやあらゆる材料からできている類似の物も〔遺贈物に含まれること<sup>(111)</sup>になる〕。

IP この論者は普段住んでいる家について述べており、別荘については述べてない。<sup>(112)</sup>

57 *domus* (家) が遺贈された場合、その家の浴室が他の家の人にも提供されているならば、いろいろな仕方で家と区別されるのでない限り、遺贈物と解<sup>(113)</sup>される。

58 設備が施されている家の場合のように、*domus* (家) が〔家に付随する〕*omne ius suum* (そのすべての権利) と共に遺贈されたならば、都市の奴隷も、家に同様に仕えている職人や衣服見張り番や給仕や水道管理人も、遺贈物と解<sup>(114)</sup>される。

59 *omnia, quae in domo sunt* (家にあるすべて〔のもの〕) が遺贈され

(109) Liebs では、3. 12. 60となっている。

(110) Liebs では、3. 12. 61となっている。

(111) Liebs では、3. 12. 62となっている。

(112) Cuiacius によって付け加えられた、と近代の校訂者からは理解されている。

(113) Liebs では、3. 12. 63となっている。alias については Dig. 32. 91. 4を参照。

(114) Liebs では、3. 12. 64となっている。

た場合、債務者の債務証書と奴隸の名簿は遺贈物と解される。<sup>(115)</sup>

60 moniles（〔女性や少年や馬の〕首周りの装飾品）が遺贈された場合、金製品や銀製品は〔相続人に〕義務付けられない。但し、後者についても〔前者に含まれると〕遺言者が考えていたことは明らかである、と示されることが出来る場合はその限りではない。<sup>(116)</sup>

61 instrumentum cauponium（宿屋の主人の道具）が遺贈された場合、宿屋の主人が〔営業上〕使用するために用意されたものが〔相続人に〕義務付けられる。例えば葡萄酒を〔他の容器に〕注ぎ入れる〔ための〕容器である。食べたり飲んだりする器も義務付けられる。それらの物で給仕する者が遺贈物と解されないのは明らかである。<sup>(117)</sup>

62 instrumentum medicun（医者 of の道具）が遺贈された場合、眼薬、膏薬、薬剤を調合する全ての器具、同様に〔医療用の〕鉄製の器具も遺贈された物と解される。<sup>(118)</sup>

63 instrumentum pictoris（画家の道具）が遺贈された場合、絵具、画筆、烙鉄、絵具を混ぜる容器も〔相続人に〕義務付けられることになる。<sup>(119)</sup>

64 instrumentum pistoris（パン職人の道具）が遺贈された場合、ふるい、ロバ、挽き臼、製粉所で働く奴隸、さらに小麦粉を捏ねる機械も、遺贈された物と解される。<sup>(120)</sup>

65 instrumentum balneatorium（浴場の管理人の道具）が遺贈された場合、浴場の管理人自身、長椅子、足のせ台、水道管、釜、水道の栓、水車、さらに薪を運搬する家畜も、遺贈物と解される。<sup>(121)</sup>

66 instrumentum pistoris（漁師の道具）が遺贈された場合、漁網、築、

(115) Liebs では、3. 12. 65となっている。

(116) Liebs では、3. 12. 66となっている。

(117) Liebs では、3. 12. 67となっている。

(118) Liebs では、3. 12. 68となっている。

(119) Liebs では、3. 12. 69となっている。

(120) Liebs では、3. 12. 70となっている。

(121) Liebs では、3. 12. 71となっている。

三叉の鋸、小舟、釣針、さらにそのような用途が定められた他の物も〔相続人に〕<sup>(122)</sup>義務付けられる。

67 *supellex* (家具) が遺贈された場合、箱や戸棚は義務付けられることになる。但し、それらが専ら書物あるいは布製品を収納する目的で用意された場合はこの限りではない。他方、ツゲ製の、水晶製の、銀製の、ガラス製の食べたり飲んだりする器も<sup>(123)</sup>敷物も遺贈された物と解される。

68 *villa* (農場) あるいは *ager* (土地) の一部が遺贈された場合、一方は<sup>(124)</sup>他方に従う。

IP ある者が遺言によって誰にであれ遺贈の名義で土地を遺した場合、別荘も遺したと見なされる。他方で別荘を遺した場合、土地も遺したものと解される。

69 *servus* (男奴隷) が「私は与え遺贈する」〔という文言で〕遺贈された場合、女奴隷もまた〔相続人に〕義務付けられることになる。女奴隷が遺贈された場合、男奴隷は同様ではない。しかし男奴隷という呼び名に子供が含まれるように、女奴隷という呼び名に若い女〔の奴隷〕も含まれる。<sup>(125)</sup>当然、信託に供された者は除外される。

IP 奴隷が遺贈の名目で遺された場合、女奴隷と同様に子供も〔相続人に〕義務付けられる。なぜなら男性の呼び名に女性さえも含まれるからである。他方で、女奴隷が遺贈された場合、男奴隷は含まれない。しかし、成熟者あるいは未成熟者と同様に若い女も女奴隷の呼び名に入れるべきである。遺言人が女奴隷を質物に供した場合は除外される。

70 *servus amanuensis* (秘書を務めている奴隷) が遺贈された場合、普段

---

(122) Liebs では、3. 12. 72となっている。

(123) Liebs では、3. 12. 73となっている。

(124) Liebs では、3. 12. 74となっている。

(125) Liebs では、3. 12. 75となっている。

事務仕事のために仕えていた者は全て〔相続人に〕義務付けられることになる。<sup>(126)</sup>ただし、彼らのうち、永続的に農作業に移された者は除く。

<sup>(127)</sup>  
IP

71 奴隷である〔獣の〕狩人あるいは鳥打ちが都市での仕事に含まれるかどうかについて疑問が残った。したがって遺言人の意思が問題である。しかし彼らが日々の食事を用意するために保持されている場合に限っては〔相続人に〕義務付けられる。<sup>(128)</sup>

72 ラバの世話をする者や行商人〔である奴隷も〕都市での仕事に含まれる。食糧買い付け係、衣服見張番、食料管理人、寝室用品管理人、帳簿係、料理人、菓子作り、髪結、パン職人、輿担ぎ〔である奴隷も〕同様である。<sup>(129)</sup>

73 pecus（家畜）が遺贈された場合、群れで放牧されている全ての四足動物は〔pecusに〕含まれる。<sup>(130)</sup>

74 iumentum（荷物を載せたり荷物を牽引する家畜）が遺贈された場合、牛は含まれない。しかし equus（牡馬）が遺贈された場合、牝馬も含まれるというのが通説である。しかし ovis（羊）が遺贈された場合、子羊は、一歳に満たないならば、含まれない。<sup>(131)</sup>

(126) Liebsでは、3. 12. 76となっている。

(127) Haenelによれば、以下のような interpretatio が伝わっている。しかしこの interpretatio は多くの写本で欠落している。そしてこの interpretatio は、おそらく glossa が amanuensibus に付した注釈と考えられる。Servis amanuensibus legatis omnes, qui ad manum serviunt, debebuntur. 「amanuensis（秘書を務めている）奴隷が遺贈された場合、ad manum（手で）働く者は全て〔相続人に〕義務付けられる。」

(128) Liebsでは、3. 12. 77となっている。

(129) Liebsでは、3. 12. 78となっている。

(130) Liebsでは、3. 12. 79となっている。

(131) Liebsでは、3. 12. 80となっている。

- 75 ovis (羊) の群れが遺贈された場合、aries (雄羊) も含まれる。<sup>(132)</sup>
- 76 avis (鳥) が遺贈された場合、鶯鳥、雉、雌鶏、そして〔これらを〕飼う場所は〔相続人に〕義務づけられる。ところで雉や鶯鳥の世話をする者が義務づけられるか否かは〔遺言人の〕意思が問題である。<sup>(133)</sup>
- 77 dulcia (甘いもの) が遺贈された場合、煮詰めた葡萄の新酒、蜂蜜入りの葡萄酒、さらに別の方法で甘くした葡萄酒、ナツメヤシ、イチジク、干し葡萄は〔相続人に〕義務づけられることになる。しかしこの場合にも〔遺言人の〕意思が問題である。なぜなら〔dulcia という言葉は〕他のいくつかの種類の果実についても用いられうるからである。<sup>(134)</sup>
- 78 frux (農作物) が遺贈された場合、大麦や小麦と同様に豆類も〔frux に〕含まれる。<sup>(135)</sup>
- 79 vestis (衣服) が遺贈された場合、羊毛や亜麻で織られたものは〔vestis と〕解される。身に着けるために、あるいは包んだり巻き付けたり覆ったり被せたりするために用意された〔ローマの〕絹製品および〔ギリシア由来の〕絹製品も同様である。身に着けるための毛皮もまた〔vestis に〕含まれることになる。<sup>(136)</sup>

(132) Liebs では、3. 12. 81 となっている。

(133) Liebs では、3. 12. 82 となっている。Dig. 32. 66 では以下のようにになっている。  
「avis (鳥) が遺贈された場合、鶯鳥、雉、雌鶏、そして〔これらを〕飼う場所は〔相続人に〕義務づけられる。ところで雉や鶯鳥の世話をする者は、遺言人がそれを明示していない場合、〔遺贈物に〕含まれない。(Avibus legatis anseres phasianiani et gallinae et aviaria debebuntur: phasianarii autem et pastores anserum non continentur, nisi id testator expressit.)」

(134) Liebs では、3. 12. 83 となっている。

(135) Liebs では、3. 12. 84 となっている。

(136) Liebs では、3. 12. 85 となっている。Seckel-Kübler および Liebs では、indutui が induendi となっている。以下に掲げる Dig. の法文で Ulpianus は induendi という形で causa にかけており、Seckel-Kübler および Liebs はこの法文に基づいて校訂したものと思われる。

Dig. 34.. 2. 23. 1 Ulp. Libro 44 ad Sabinum

Vestimentorum sunt omnia lanæ lineæque vel serica vel bombycina, quæ



- 80 *vestis virilis* (一人前の男の衣服) が遺贈された場合、一人前の男の尊厳を損なわずに、一人前の男が使用するものだけが、〔相続人に〕義務付けられる。〔死亡した〕人の体を覆う物もこの遺贈物と解される。<sup>(137)</sup>
- 81 *vestis muliebris* (女性用の衣服) が遺贈された場合、女性が使用することを意図するものは全て〔相続人に〕義務付けられることになる。<sup>(138)</sup>
- 82 *lana* (羊毛) が遺贈された場合、刈りたてのもの、あるいは洗われたもの、あるいは櫛で梳かれたもの、あるいは変色させたもの、それらは遺贈物と解される。けれども紫色に染められた羊毛や、縦糸あるいは横糸はこの名称に含まれない。<sup>(139)</sup>
- 83 *mundus muliebris* (女性用の化粧道具) が遺贈された場合、女性をいっそう引き立て清潔にするものは遺贈物と解される。例えば鏡、貝殻の容器、手桶、同様に箱、香料、それらを入れる容器もまたそうである。浴場の椅子やこの種のその他の物もまた同様である。<sup>(140)</sup>
- 84 *ornamentum* (装飾品) が遺贈された場合、女性をいっそう引き立てるものは〔*ornamentum* と〕解される。例えば指輪、ネックレス、網状の髪飾り、そして女性の首や頭や手を飾るその他のものである。<sup>(141)</sup>

*induendi praecingendi amiciendi insternendi iniciendi incubandive causa parata sunt et quae his accessionis vice cedunt, quae sunt insitae picturae clavique qui vestibus insuuntur.*

「以下のような羊毛製・亜麻製、あるいは〔ローマの〕絹製品あるいは〔ギリシア由来の〕絹製品は *vestimentum* (衣服) に含まれる。すなわち、身につけたり帯びたり纏ったり覆ったり被せたりあるいは覆い被せたりするために用意されたものや、縫い付けられた刺繍や衣服に縫い付けられている紫の縞といったこれらへの附加物のように解されるもの、である。」

(137) Liebs では、3. 12. 86となっている。

(138) Liebs では、3. 12. 87となっている。

(139) Liebs では、3. 12. 88となっている。*purpura* (紫色に染められた羊毛) は紫色の染料が高価であるということ、*stamen* (縦糸) や *subtemen* (横糸) は糸をよるといふ手作業が加えられていること、これらのために原材料である *lana* (羊毛) とは区別されたと考えられる。

(140) Liebs では、3. 12. 89となっている。

(141) Liebs では、3. 12. 90となっている。

85 *argentum* (銀) が遺贈された場合、塊りだけが〔相続人に〕義務付けられることになる。すなわち、固有の名称で区別される容器は遺贈物と解されない。なぜなら、*lana* (羊毛) が遺贈された場合、*vestimentum*〔という名称のもの〕は〔相続人に〕義務付けられないからである。<sup>(142)</sup>

86 *vasis argenteum* (銀製の容器) が遺贈された場合、なんらかの物を入れるために用意されたものは全て〔*vasis argenteum* に〕含まれる。したがって食器と同様に飲み物を入れる器も、また食卓用の道具の全て、例えば水差し、大皿、深皿、胡椒入れも〔相続人に〕義務付けられることになる。匙もまた、そして同じく杓子や鍋、二つの取っ手が付いている杯、およびこれらに類似する容器も同様である。<sup>(143)</sup>

87 *liber* (書物) が遺贈された場合、パピルスあるいは羊皮紙や菩提樹の皮の巻物が含まれる。蠟版もまた〔相続人に〕義務付けられる。なぜなら、書物という呼称によって考えられているのは、パピルス紙の巻物ではなく、一定の範囲内に含まれる書き方であるからである。<sup>(144)</sup>

88 *aurum* (金) が遺贈された場合、はめ込まれている宝石や真珠、エメラルドも遺贈物と解される。しかし意思が問題である、というのが多数説である。なぜなら手が加わっていない金は〔相続人に〕義務付けられ、手が加わった金は装飾品の種類に含まれるからである。<sup>(145)</sup>

IP そうした〔手が加わった金という〕種類は一見して装飾品の中の下位区分に置かれることが、より有益で明らかである。<sup>(146)</sup>

(142) Liebs では、3. 12. 91 となっている。

(143) Liebs では、3. 12. 92 となっている。

(144) 例えば碑文の告示等とは異なる方法による書き方を示している。

(145) Liebs では、3. 12. 93 となっている。

(146) Liebs では、3. 12. 94 となっている。

(147) 我々の翻訳はこの IP. が 88 への解釈であることを前提にしているが、M. Conrat はこの IP. が PS. 3. 6. 89 と 3. 6. 90 に言及するものと考えている。しかし Kaser-Schwarz はこの IP. には信憑性がないとしている。また Haenel によれば、この IP. を伝える写本はごくわずかである。

89 vasis argenteum（銀製の容器）が遺贈された場合、金の象眼が施されたものもまた遺贈物と解される。<sup>(148)</sup>

90 argenteum potorium（飲み物を入れる銀製品）が遺贈された場合、杯として用いるために準備されたあらゆる物は〔相続人に〕義務付けられることになる。例えば、平皿、鍋、二つの取っ手が付いている杯、取っ手の付いた小さな壺、葡萄酒を入れる壺、貝殻<sup>(149)</sup>である。

91 carruca cum iunctura（牽引用の家畜がつながれた四輪荷車）が遺贈された場合、メスのラバは遺贈されたものと見なされるが、喋るという日常的習慣のために駆者は〔遺贈されたものとは〕見なされない。<sup>(150)</sup>

IP carruca cum iunctura（牽引用の家畜がつながれた四輪荷車）が遺贈により与えられた場合、牽引用家畜が繋がれた二輪荷車も雌ラバも義務付けられる。他方駆者は義務付けられない。

91<sup>a</sup> 遺言人が遺贈した相続人の奴隷を相続人が解放しても、何ももたらさない。なぜなら相続人が知っている知っていないは何ら理由として認められないというのが通説だからである。<sup>(151)</sup>

91<sup>b</sup> 遺言書の冒頭部分で遺贈を受け取り、その後と同じ遺言書の文面で遺言人から恩知らずと呼ばれた被解放自由人は、〔遺言人の〕意思が変更されたので、遺言にもとづく訴権をもつことはできない。<sup>(152)</sup>

92 小書附あるいはその他の遺言書が提出され、〔それらが作成された後に〕それらから遺贈が消されたりはっきりと削り取られたりしていた場

---

6 § 91<sup>a</sup> Dig. 40. 9. 28にもとづく。§ 91<sup>b</sup> Dig. 34. 4. 29にもとづく。§ 92 Gai. 2. 283を参照。

(148) Liebs では、3. 12. 95となっている。

(149) Liebs では、3. 12. 96となっている。

(150) Liebs では、3. 12. 97となっている。

(151) Liebs では、3. 12. 100となっている。

(152) Liebs では、3. 12. 98となっている。

合、誤って弁済された物は返還請求される。<sup>(153)</sup>

IP ある者が、他の者に遺贈を遺した遺言書が作成されたときに、後に他の遺言書を作成し、最初の遺言書で与えていた遺贈を削除しあるいは小書附で恐らくは取り除いた場合、その最初の遺言書が遺言人の死後に提示され、後の遺言書あるいは小書附において取り除かれた遺贈を〔遺言書に〕書かれた相続人が弁済したならば、最初の遺言に基づいて遺贈物を獲得した者は、後の遺言書で取り除かれたことが明らかであるものを、返還するよう命じられる。

### [ 7 死を原因とする贈与について<sup>(154)</sup> ]

1 戦争に出征する者そして航海する者は当然以下のような条件で死を原因として贈与する。すなわち、帰還した場合は〔贈与したものが〕自分に返還され、死亡した場合は贈与した相手方の許に留まる、という条件である。

2 死を原因とする贈与は健康を損なったが回復した場合、考えを変えることで撤回されもする。なぜなら死を原因とする贈与は死によってのみ有効となるからである。

### [ 8 ファルキディウス法<sup>(155)</sup>注解 ]

1 遺贈あるいは信託遺贈もしくは死を原因とする贈与によって財産の全てが失われるような場合、ファルキディウス法の救済により指定相続人は〔相続財産の〕4分の1の額を保持することができる。

(153) Liebs では、3. 12. 99となっている。

(154) Liebs では、3. 13となっている。

(155) ファルキディウス法 (lex Falcidia) 前40年に制定されたとされている。

IP ある者が遺言書を作成し、相続人を指定し、自分の全ての財産を受遺者あるいは信託遺贈の受遺者に与える場合あるいは死を原因とする贈与で与える場合、遺言はなお有効である。しかし書かれた相続人は遺言者のあらゆる財産から4分の1を保持する。

2 4分の1を留保する仕方について問題となるときはいつでも、より多くを請求する危険のため、審判人の職務によりすべての〔財産の〕評価がなされた後に、相続人の許に残る4分の1は決定されるべきであり、あるいは、4分の3よりも多く取得した額を返還する担保が受遺者によって当然設定されるべきである。

3 母が存命中に息子に贈与したものは4分の1に算入されない。

IP 母が存命中に法定の書面によって息子に贈与したものは、彼のために、母を同じくする息子たちによって母の死後にファルキディウス〔法による4分の1〕に算入されることは認められない。しかし相続人は贈与が有効であれば自らの〔遺贈による〕債務を継承する。

3<sup>a</sup> 自由を付与された奴隷や死刑に処された奴隷の価格のみならず、さらにプラエトルが殺人を暴いたあるいは陰謀を通報した報奨として自由を与えた奴隷の価格もまた、あたかも他人の金銭のように〔相続財産から〕差し引かれる。<sup>(156)</sup>

4 信託遺贈や遺贈の履行遅滞により果実と利息は請求されうる。ところで遅滞が生じると見なされるのは〔信託遺贈や遺贈の履行が〕請求者に与えられない場合である。<sup>(157)</sup>

---

8 § 2 Gai. 4. 54を参照。§ 3<sup>a</sup> Dig. 35. 2. 39にもとづく。§ 4 Gai. 2. 280を参照。

(156) Liebsでは、3. 14. 4となっている。

(157) Liebsでは、3. 14. 5となっている。

<sup>(158)</sup>  
[ 9 ]

受遺者あるいは信託遺贈の受益者が向かっていく相続財産の価値がないならば、なるほど彼らは相続人の財産に向かっていくことはできないが、彼らはプラエトルを介して相続人自身を相手方とする否認訴権を援用する。

<sup>(159)</sup>  
[ 10 ]

男性のあるいは女性の精神錯乱者の権利は、保佐人の財産について尊重される。浪費者およびあらゆる者たちはいかなる場合でも、たとえ告示において彼らについての言及がなくても、〔皇帝の〕裁決により保佐人の財産に対する権利を取得する。

---

9 Dig. 36. 4. 10にもとづく。10 Dig. 27. 10. 15. 1にもとづく。

(158) Liebs では、3. 15 「どのようにして遺贈あるいは信託遺贈は保護されるか (Quemadmodum legata fideicommissave serventur)」となっている。本法文以下二つの法文は、Krüger ではそれぞれ IX. と X. という形で挙げられており、FIRA はそれに従ったと考えられる。

(159) Liebs では、3. ?となっている。